

令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和7年1月31日
(事業完了期限：令和7年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引き上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(= 600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の改善事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていただきます。

生産性向上のヒント集
（令和5年3月作成）
【PDF形式：5,196KB】
【5.1MB】

生産性向上のヒント集
（令和4年3月作成）
【PDF形式：3,312KB】
【7.0MB】



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食（両手）分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい（社長）

<導入前> **<導入後>** **さらなる工夫** セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に軽減

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干したり取り込んだりする手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい（役員）

<導入前> **<導入後>**

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

（例）10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）

対象！

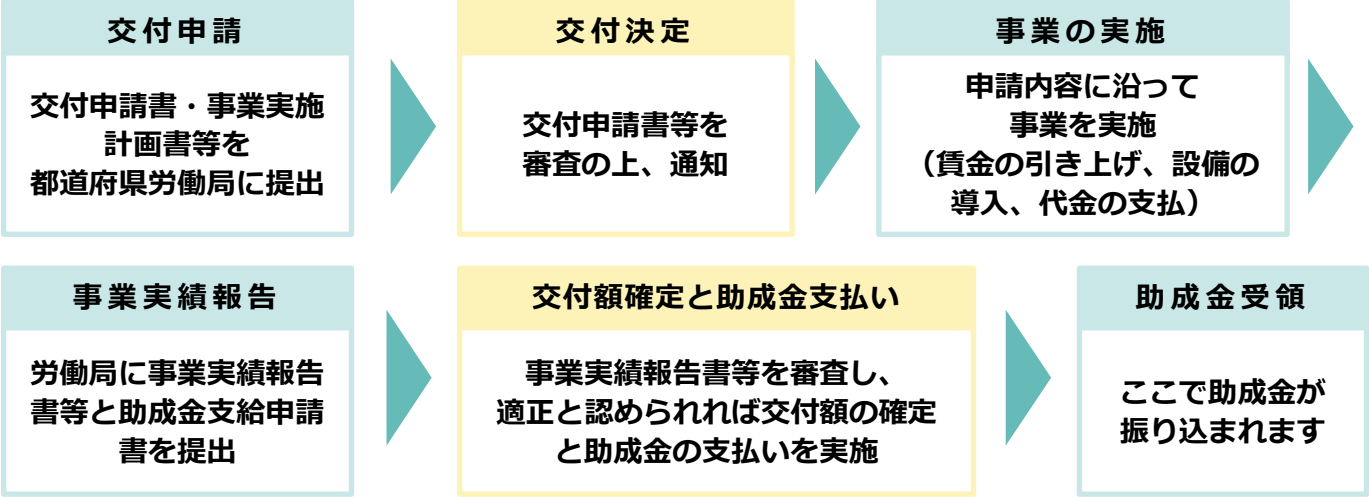
発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年度内1回までとなりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

令和6年度 業務改善助成金 交付申請 **期限延長** のご案内



交付申請期限が延長となります

令和6年
12月27日(金)



延長します！

令和7年1月31日(金)

・申請日以降～令和7年2月28日までの賃上げに限ります

ご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話：**0120-366-440** 受付時間
平日 8:30～17:15

令和6年度 業務改善助成金 事業完了 **期限延長** のご案内



事業完了期限が延長となります

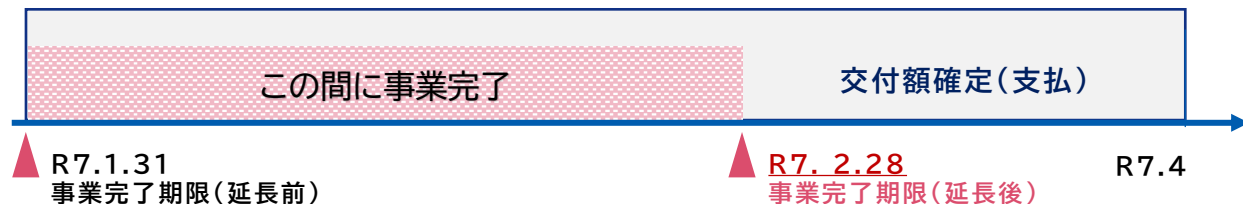
令和7年
1月31日(金)

延長します！

令和7年2月28日(金)

事業完了期日について

令和6年度中に交付決定を受けている場合、**令和7年2月28日までに**事業の完了をお願いいたします。申請時に定めていた事業完了期日を変更をされる場合には、**様式第7号(裏面参照)**を申請先の労働局へ提出してください。



事業完了が見込まれない場合は、事業完了期日を**再設定いただく**がございます。
まずは、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

ご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話: **0120-366-440**

受付時間
平日 8:30~17:15

○様式第7号の記載方法について

赤枠内に必要事項を記載いただき、申請時に設定された事業完了予定期日と変更後の予定期日を記載してください。

(元号) 年 月 日

〇〇労働局長 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

((代理人の場合))

住 所

事業場名

代理人氏名

(元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
事業完了予定期日変更報告書

(元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了予定期日

変更前 (元号) 年 月 日

変更後 (元号) 年 月 日

2 経費所要額

交付決定額 (交付決定年月日)	○年度 受入済額	○年度への要繰越額	不用額
円 ((元号) ○年○月○日)	円	円	円

3 予定の期間内に完了しない（助成事業の遂行が困難になった）理由

令和 6 年 2 月 16 日

沖縄労働局長 殿

住 所 沖縄県沖縄市

事業場名 一般社団法人

代表者職氏名 代表理事

(代理人の場合)

住 所 東京都練馬区関町北 4-21-17

事業場名 ケイデンス・ビジネス・オフィス

代理人氏名 小野田 耕一郎(社会保険労務士)

令和 5 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の交付を受けたいので、
下記の書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 2,400,000 円

2 事業の目的及び内容 当法人の最も低い賃金（時間給）を 900 円から 1,000 円に引き上げることとし、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。また、業務改善として、照明器具の設置、フローリングの刷新、家具の購入、クロス貼替を行います。

3 申請コース (①30 円コース、②45 円コース、③60 円コース、
④90 円コース)

※いずれかに○をすること。

4 生産性要件 (①6 %以上、②1 %以上 6 %未満、③該当なし)

※いずれかに○をすること。

5 特例事業者 (①賃金要件、②生産量要件、③物価高騰等要件、④該当なし)

※いずれかに○をすること。

(裏面に続く)

6 消費税の適用に関する事項 (該当するもの一つに○)

(1) ☒ ア 消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定 イ 消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定	
(2) (1) でイを選択した理由	
ア 免税事業者である	ウ 消費税法別表第3に掲げる法人である
イ 簡易課税事業者である	エ ア～ウ以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する

7 国庫補助金所要額調書 (別紙1)

(添付資料)

【要綱第4条第1項第一号アに該当する場合】

- 1 事業実施計画書 (別紙2-1)
- 2 助成対象経費の見積書
- 3 生産性要件を満たしていることが確認できる書類 (交付要綱第4条第3項に該当する場合)
- 4 特例事業者に該当することを確認できる書類 (交付要綱第4条第1項第二号なお書き又は第4項に該当する場合)
- 5 申請前3月分 (※) の賃金台帳の写し
(※) 給与形態等によっては、3月分以上必要となる場合があります。
- 6 その他参考となる書類

【要綱第4条第1項第一号イに該当する場合】

- 1 事業実施計画書 (別紙2-2)
- 2 助成対象経費の見積書
- 3 生産性要件を満たしていることが確認できる書類 (交付要綱第4条第3項に該当する場合)
- 4 特例事業者に該当することを確認できる書類 (交付要綱第4条第1項第二号なお書き又は第4項に該当する場合)
- 5 賃金引上げを確認できる書類 (賃金を引き上げた労働者に係る引上げ前3月分及び引上げ後の賃金台帳の写し等)
- 6 事業場内最低賃金規程を含む就業規則等の写し等
- 7 その他参考となる書類

別紙 1

国 庫 補 助 金 所 要 額 調 書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費 支出予定額 D	対象経費支出 予定額 (D) に助成率 (※ 1) を乗じた 額 E	基準額 (上限 額) ※ 2 F	選定額 (E と F を比較し て少ない方の額) G	国庫補助 基本額 (C と G を比較し て少ない方の額) H	国庫補助 所要額 (1,000 円未満切り 捨て) ※ 3 I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	3,000,000 円	0 円	3,000,000 円	3,000,000 円	2,400,000 円	2,400,000 円	2,400,000 円	2,400,000 円	2,400,000 円

※ 1 事業場内最低賃金 900 円未満の事業場にあつては 10 分の 9

事業場内最低賃金 900 円以上 950 円未満の事業場にあつては 5 分の 4 (ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は 10 分の 9)

事業場内最低賃金 950 円以上の事業場にあつては 4 分の 3 (ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は 5 分の 4)

※ 2 別表第 1 の第 5 欄又は別表第 3 の第 2 欄に定める各コースの上限額

※ 3 I 欄の国庫補助所要額は (税抜・税込) である。(いずれかに○をすること。)

これから賃金を引き上げる
場合の計画書

別紙 2 - 1

事業実施計画書

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額	0 円		②企業全体で常時使用 する労働者の数	5 人
		③本店所在地	沖縄県沖縄市			
		④法人番号（個人事業主は記載不要）				
2 業務 改善等 を行う 事業場	① 事業場の名称	一般社団法人				
	②労働保険番号					
	② 所 在 地	〒904- 沖縄県沖縄市				
	④電話番号			⑤常時使用する労働者の数	5 人	
	⑥事業内容	児童福祉事業				
		産業分類	大分類 P：医療、福祉 中分類 85：社会保険、社会福祉、介護事業			
3 助成事業の概要						
(1) 賃金引上計画 [①30 円コース、②45 円コース、③60 円コース、④90 円コース]						
※いずれかに○をすること。						
ア 常時使用する労働者 ※該当労働者全員の申請前の賃金 状況を記載すること（時間給又は時 間換算額順に記載願います。）。な お、該当者が多く書き切れない場合 は、別紙（様式任意）に記入するこ と。	労働者職氏名	性 別	生年月日	採用 年月日	時間給又は 時間換算額	
		女	1959. 7. 10	2022. 4. 1	1, 238 円	
		女	1947. 10. 21	2022. 4. 1	900 円	
		男	1960. 7. 21	2022. 4. 1	1, 653 円	
		女	1957. 6. 23	2022. 4. 1	961 円	
		男	1987. 10. 23	2023. 3. 1	1, 977 円	
イ 事業場内最低賃金を 引き上げる計画 ※⑤引上げ額の該当者が 多く書き切れない場合 は、別紙（様式任意）に記 入すること。	①賃金計算期間 毎月 1 日～末日					
	②賃金支払日 翌 10 日					
	③引上げ年月日 令和 6 年 4 月 1 日					
	④別表第 1 の第 4 欄又は別表第 3 の第 1 欄に基づく 引上げ労働者数 2 人					
	⑤引上げ額 氏名		氏名		引上げ額	
	氏名		氏名		引上げ額	

ウ 事業場内最低賃金 規定を定めた就業規 則等（案）	第 27 条-3-1. 当法人における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額 1,000 円とする。ただし、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条に 基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。 2. 前項の賃金額には、最低賃金法第 4 条第 3 項に定める賃金を算入しな い。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第 2 条の定める ところによる。 附則 この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。	
(2) 事業実施計画		
必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額
※生産性向上、労働者の労働能率の増進に効果があることを具体的に 記入してください。 （記載内容例） (1) 現状の作業方法(問題点)、所要時間等 (2) 設備投資など業務改善計画の内容 ※ 交付要綱第 4 条第 1 項第二号なお書きに該当するものとして、生 産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う取組に関連 する経費（要綱別表第 4（その 2）参照）がある場合は、その計 画内容も記載すること (3) 計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善 の効果 別紙記載	令和 6 年 4 月 30 日 ～6 月 30 日	<設備投資等> 電気設備 ・照明器具及び設置施 工費 211,700 円 フローリング ・既設床解体及び新設 フローリング施工費用 及びそれに付帯する費 用 1,561,000 円 家具 ・机、椅子、収納棚及 び組立費、運搬費 692,694 円 クロス貼替 309,750 円 <関連する経費> 現場管理費・産廃処理 費・諸経費 224,856 円
生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等の 費用の合計（①）		2,775,144 円
生産性向上等に向けた取組に関連する経費の費用の 合計（②）		224,856 円
費 用 見 込 額 合 計（①+②）		3,000,000 円
(3) 事業完了予定期日※1 令和 6 年 6 月 30 日		

4 申請前3月間の解雇等の状況※2（交付要綱第4条第5項第一号関係）			
なし			
5 他の助成金の受給、申請の有無（交付要綱第4条第5項第一号のエ関係）			有 ☒ 無 ☐
有の場合、助成金の名称		キャリアアップ助成金（正社員化コース）	
6 過去の業務改善助成金の受給の有無（交付要綱第4条第5項第二号関係）			有 ☐ 無 ☒
有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額		円	
7 労働関係法令違反の有無（交付要綱第4条第5項第三号関係）			有 ☐ 無 ☒
8 補助金等の決定取消し等の有無（過去3年）（交付要綱第4条第5項第四号関係）			有 ☐ 無 ☒
9 暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第4条第5項第五号関係）			有 ☐ 無 ☒
10 破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第4条第5項第六号関係）			有 ☐ 無 ☒
11 徴収金の滞納の有無（交付要綱第4条第5項第七号関係）			有 ☐ 無 ☒
12 倒産の有無（交付要綱第4条第5項第八号関係）			有 ☐ 無 ☒
13 不正受給の公表同意の有無（交付要綱第4条第5項第九号関係）			有 ☒ 無 ☐
14 振込を希望する金融機関			
金融機関名	銀行	支店名	支店
口座の種類	普通 ☒ 当座 ☐	口座番号	
(フリガナ)	シャ) ファミリア		
口座名義	一般社団法人		
15 その他			

※1 事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日

※2 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

当法人は、設立2期目とまだ歴史は浅いですが、法人化前から沖縄市泡瀬にて児童受入施設を運営しています。おかげさまで、地域から必要とされ、多くの親御さまから大切なお子様を預かせていただいております。現在収容人数も満員となっていて、一部お待ちいただいている方もいらっしゃいます。そのなか、設備が古いことから各種の問題も生じていて、本制度を活用して課題解決し、より地域のお役に立てればと考えています。

(1) 現状の作業方法（問題点）、所要時間等

- ・現状施設の照明の多くが従来照明となっていて、電気代も割高になるほか、やや照度もまばらで暗いところも多く、職員の業務遂行上、目にかかる負担が大きいですと感じています。加えて、施設を利用している児童に対して環境上安全により気を使う必要があることから、職員の業務負担も増えていると思います。これらを改善することにより、職員の生産性が5%程度アップすると考えられます。

- ・既設床について、経年劣化により傷みが大きく、亀裂が生じている箇所も散見されます。そのため、児童の安全防止の観点からも改善が必要だと考えています。また、照明同様に、施設を利用している児童に対して環境上安全により気を使う必要があることから、職員の業務負担も増えていると思います。これらを改善することにより、職員の職場環境改善要素と併せて、生産性が5%程度アップすると考えております。

- ・家具類についても旧来型のものを長く使っていることから、スペースを多くとっていたりして、職員や児童の導線を狭くしています。また、高齢の職員も多いことから、身体上の負担も大きいと推察しています。最新の機能性の高いものを導入することによって、職員のモチベーションアップが図られることと併せて、生産性が5%程度アップすると考えています。

- ・さらに、壁のクロスについても経年劣化によって、剥がれているところや、汚れが目立つところが多くあります。児童が引っかかって転ぶ危険性と共に、職員のモチベーションにも大きく影響していると思っています。児童の安全配慮の負担とモチベーションアップを企図してこれらを新たなものに刷新したいと考えており、それによって生産性が5%程度アップすると思われます。

→上記のように、職場環境として現状は十分ではないことから、これらの改善によって生産性を全体として20%程度向上させると共に、児童の受け入れ人数の増加も検討できると思います。

(2) 設備投資など業務改善計画の内容

- ・上記問題点の解決のため、以下設備投資を行いたいと考えております。

① LED 照明の導入

- ・3部屋にLED照明計5基を導入します。

→照明環境の大幅改善と照明にかかる電気代が従来と比べ約60%削減できます。

② フローリングの新設

- ・施設内の約70㎡に対して、新たなフローリングを敷設します。

→施設の安全度向上及び職員の歩くときに気を使うストレスの軽減が期待できます。

③ 最新家具の導入

- ・昇降式デスク1式、オフィスチェア1脚、収納棚2台を導入します。

→職員の事務を行うときの就業環境の改善に加え、収納棚によるスペース確保により受け入れ児童数の増加が可能となります。②の施策と併せ計2名の増員が可能と試算しております。

④ クロス貼替

・安全性が高く、清潔感のあるクロスを新たに貼設します。

→児童の安全性が高まることによる職員の負担の軽減、環境美化による職員のモチベーションアップを期待しています。

(3) 計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果

●業績計画

単位：百万円

	R5/3 期(実績)	R6/3 期(見込)	R7/3 期(計画)	R8/3 期(計画)
売上高	27.4	28.5	32.0	45.0
売上総利益	27.4	28.5	32.0	45.0
営業利益	2.5	4.8	6.5	10.0
経常利益	2.4	4.8	6.5	10.0
当期純利益	1.8	3.4	4.6	7.0

・生産性向上を図り、業績を伸ばしていきたいと考えております。

・生産性の向上の実現によって従業員の賃金上昇が可能になり、より多くの職員を確保することで新たな施設の開設も将来的には考えていきたいと思っています。

・沖縄県下でも働くお母さんの数は増えていることから、各方面より拠点増設については問い合わせを受けていることからなるべくスピード感を持って対応していきたいと考えます。

→そのためにも、本制度を活用して生産性向上と賃金アップを実現し、しっかりとした組織基盤を作っていきたいと思っています。

以上

ケイデンス・ビジネス・オフィス
小野田様

一般社団法人 [REDACTED] 様の業務改善助成金の事業実施計画について、以下についてお手数ですが補足説明をお願いします。

① LED 照明の導入（機械設備費）

職員の業務負担が増えている→どのような業務負担が増えていて、LED 照明を導入することで業務がどの程度改善するのか。業務の時間や回数など具体的に記載をお願いします。

経費削減を目的とした経費の場合は対象から除外されます。（支給要領 P39（注 7））
職場環境の改善経費の場合は対象から除外されます。（支給要領 P39（注 7））

⇒本件については、単なる電球の取り替えではなく、照明器具自体を導入します

・現状、比較的高齢の社員が多いこともあり、書類作成業務において、作業場所において十分な明るさが確保できていないこと、照度の調整ができないことから職員の負担が大きくなっています。本件の導入により、書類作成業務にかかっていた 1 日あたり 60 分程度の業務時間が 10 分程度削減されと考えています。

・また、本件導入により、タイマー自動消灯が可能となることから、退所時の見回り業務負担が減少します。1 日あたり職員が見回りにかかっていた 30 分程度の時間が 10 分ほど削減できると考えています。

LED照明とタイマー消灯導入によるメリット

LED自動消灯によるメリットは、次のようにまとめられます。

短期的メリット	LED照明への交換による、照明に関する電気代のダウン
中期的メリット	照明スケジュール制御による、残業代削減と離職率低下
長期的メリット	優秀な社員の定着による、労働生産性の向上

<https://www.otsuka-shokai.co.jp/products/led/merit/staff-motivation/>

・加えて、数値算定は難しいですが、照明導入により児童の安全性は高まることから、職

員の子供の安全性に配慮する負荷が減少します。

② フローリングの新設及びクロス張替え

職員の業務負担が増えている→どのような業務負担が増えていて、導入することで業務がどの程度改善するのか。業務の時間や回数など具体的に記載をお願いします。

職場環境の改善経費（環境美化）の場合は対象から除外されます。（支給要領 P39（注7））

⇒本件については、単なるフローリング、クロスの貼り替えではなく、レイアウト変更、付帯工事を伴うものです。

・フローリングの亀裂、クロスの劣化により、職員の清掃業務に時間を多く要しています。1日あたり30分程度かかっている清掃業務時間を10分ほど短縮可能と考えています。

・また、劣化部分が児童用のスペースとして使用できていないことから、フローリングの新設に伴うレイアウト変更により2名の増加受け入れが可能となります。

”

人は同じ場所で同じ作業をしていると、疲れてきて、仕事の効率が悪くなりますが、そんな時は場所を変えるだけで脳が活性化します。

作業する場所を変えることで、マンネリ化した環境が変わるため仕事効率がアップします。

オフィスの場合は、壁紙にインパクトをつけて、いつもと違う空間を作ることでコストのいいオフィスの生産性を上げるための投資が可能です。

”

<https://クロス張り替え.com/3031>

・加えて、数値算定は難しいですが、フローリング新設、クロス貼り替えにより児童の安全性は高まることから、職員の子供の安全性に配慮する負荷が減少します。

③ 最新家具の導入

机・椅子、棚は、備品等購入費に該当します。特例事業者（生産量要件、物価高騰要件）に該当する場合のみ、設備導入に関連する経費として対象経費となります。対象経費区分については交付要領（別紙4）、申請マニュアル p8～10、特例事業者と対象経費の特例について申請マニュアル P13～P14

⇒机・椅子に関しては、設備対象から除外で検討します。

④ 棚の設置について

労働者の移動や作業効率化のためにレイアウト変更し棚を設置し、それに伴い壁や床の張替えが必要となる場合は、造作費として対象になる可能性があります。(QA 4 7 参考)レイアウト変更後、効率化できる作業など具体的に記載をお願いします。

⇒②と関連しますが、本件棚の導入にあたり、レイアウト変更、付帯工事が必要となります。

・本件、棚の設置によるレイアウト変更により 2 名の増加受け入れが可能となります。

業務改善助成金担当



様式第2号-1(沖縄)

沖 勞 発 雇 均

令 和 6 年 6 月 6 日

一般社団法人

代表理事

殿

【整理番号

】

沖縄労働局長 印



令和6年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
交付決定通知書

令和6年2月20日付け申請のあった令和6年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

記

- 1 助成金の交付の対象となる経費は、平成23年4月1日厚生労働省発基0401第39号厚生労働事務次官通知の別紙「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第4条に定める経費（以下「助成対象経費」という。）であり、その内容は令和6年2月20日申請書記載のとおりである。
- 2 助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、助成対象経費又は助成金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

・事業に要する経費	金	2,887,306 円
・助成金の額	金	2,309,000 円

令和 6 年 12 月 16 日

沖縄労働局長 殿

住 所 沖縄県沖縄市

事業場名 一般社団法人

代表者職氏名 代表理事

(代理人の場合)

住 所 東京都練馬区関町北 4-21-17

事業場名 ケイデンス・ビジネス・オフィス

代理人氏名 小野田 耕一郎(社会保険労務士)

令和 6 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1 国庫補助金精算書（別紙 1）
- 2 事業実施結果報告（別紙 2）
- 3 賃金引上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し）
- 4 事業場内最低賃金規程を含む就業規則等の写し
- 5 導入した設備投資等の内容を証する書類（納品書、導入物の写真等）
- 6 経費の支出を証する書類（請求書、領収書等の写し、費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し）
- 7 その他参考となる書類
- 8 業務改善助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定する時期
（元号）〇〇年〇〇月頃

別紙 1

国 庫 補 助 金 精 算 書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費 支出済額 D	対象経費支 出済額 (D) に助 成率 (※ 1) を乗じ た額 E	基準額 (上限額) ※ 2 F	選定額 (E と F を比較し て少ない 方の額) G	国庫補助 基本額 (C と G を比較し て少ない 方の額) H	国庫補助 所要額 (1,000 円未満切 り捨て) ※ 3 I	交付決定 額 J	国庫補助 受入済額 K	差引 過不足額 (K－I) L
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	2,887,306 円	0 円	2,887,306 円	2,887,306 円	2,309,844 円	2,400,000 円	2,309,844 円	2,309,844 円	2,309,000 円	2,309,000 円	0 円	2,309,000 円

※ 1 事業場内最低賃金 900 円未満の事業場にあつては 10 分の 9

事業場内最低賃金 900 円以上 950 円未満の事業場にあつては 5 分の 4 (ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は 10 分の 9)

事業場内最低賃金 950 円以上の事業場にあつては 4 分の 3 (ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は 5 分の 4)

※ 2 別表第 1 の第 5 欄又は別表第 3 の第 2 欄に定める各コースの上限額

※ 3 I 欄の国庫補助所要額は (税抜・税込) である。(いずれかに○をすること。)

事業実施結果報告

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額	0 円		②企業全体で 常時使用する 労働者の数	5 人	
		③本店所在地	沖縄県沖縄市				
		④法人番号（個人事業主は記載不要）					
2 業務改 善等を行 った事業場	①事業場の名称	一般社団法人					
	②労働保険番号						
	③所 在 地	〒904- 沖縄県沖縄市					
	④電話番号				⑤常時使用する労働者数	5 人	
	⑥事業内容	児童福祉事業					
	産業分類	大分類	P：医療、福祉	中分類	85：社会保険、社会福祉、介護事業		
3 助成事業の実施結果							
(1) 申請コース (①30 円コース、②45 円コース、③60 円コース、④90 円コース) ※いずれかに○をすること。							
(2) 賃金引上計画の実施結果							
ア 事業場内で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）の引上げ結果							
(ア) 賃金計算期間 毎月 1 日～末日							
(イ) 賃金支払日 翌 10 日							
(ウ) 別表第 1 の第 4 欄又は別表第 3 の第 1 欄に基づく引上げ労働者数 2 人							
(エ) 引上げ年月日及び額 令和 6 年 4 月 1 日							
引上げ額 氏名 100 円（900 円から 1,000 円へ）							
氏名 100 円（971 円から 1,071 円へ）							
イ 常時使用する労働者の賃金状況 ※該当者が多く書き切れない場合は、別紙（様式任意）に記入すること。							
労働者職氏名	性別	生年月日	採用年月日	引上げ前の 時間額	引上げ 年月日	引上げ後 の時間額	引上げ額
	女	1959. 7. 10	2022. 4. 1	1,238 円	-	1,238 円	0 円
	女	1947. 10. 21	2022. 4. 1	900 円	2024. 4. 1	1,000 円	100 円
	男	1960. 7. 21	2022. 4. 1	1,653 円	-	1,653 円	0 円
	女	1957. 6. 23	2022. 4. 1	971 円	2024. 4. 1	1,071 円	100 円

	男	1987. 10. 23	2023. 3. 1	1, 977 円	-	1, 977 円	0 円
ウ 事業場内最低賃金規程を定めた就業規則等及び過半数労働者代表者等の意見書							
別添写しのとおり。							
(3) 事業実施計画の実施結果（納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること。）							
必要性、内容及び実施方法				実施時期		費用額	
※計画を実施したことによる効果を具体的に記入してください。 (記載内容例) (1) 導入した設備投資等 (2) 計画の実施による生産性向上、労働能率の増進、業務改善の効果 (導入前と比べて、どれくらい効果があったか等具体的に記入すること。) 別紙記載				令和 6 年 9 月 1 日 ～11 月 30 日		<設備投資等> 電気設備 ・照明器具及び設置施工費 211, 700 円 フローリング ・既設床解体及び新設フローリング 施工費用及びそれに付帯する費用 1, 561, 000 円 家具 ・収納棚及び組立費、運搬費 580, 000 円 クロス貼替 534, 607 円 <関連する経費> 現場管理費・産廃 処理費・諸経費 →それぞれの工事 費用に含む	
費 用 額 合 計						2, 887, 307 円	

4 申請前3月間から事業実績報告までの間の解雇等※の状況 (交付要綱第4条第5項第一号関係)		
なし		
5 他の助成金の受給、申請の有無 (交付要綱第4条第5項第一号のエ関係)		
☒ 有 ・ ☐ 無	有の場合、助成金の名称	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)
6 過去の業務改善助成金の受給の有無 (交付要綱第4条第5項第二号関係)		有 ・ ☒ 無
有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額		円
7 労働関係法令違反の有無 (交付要綱第4条第5項第三号関係)		有 ・ ☒ 無
8 補助金等の決定取消し等の有無(過去3年) (交付要綱第4条第5項第四号関係)		有 ・ ☒ 無
9 暴力団関係事業場の該当の有無 (交付要綱第4条第5項第五号関係)		有 ・ ☒ 無
10 破壊活動防止法の該当の有無 (交付要綱第4条第5項第六号関係)		有 ・ ☒ 無
11 倒産の有無 (交付要綱第4条第5項第八号関係)		有 ・ ☒ 無
12 その他		

※ 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。)のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

(1) 導入した設備投資等

① LED 照明の導入

- ・ 3 部屋に LED 照明 5 基を導入

金額：211,700 円

② フローリングの新設

- ・ 施設内の約 70 m²に対して、新たなフローリングを敷設

金額：1,561,000 円

③ 家具の導入

- ・ 収納棚 2 台導入及び設置工事実施

金額：580,000 円

④ クロス張替

- ・ 安全性が高く、清潔感のあるクロスを新たに貼設

金額：534,607 円

(2) 計画の実施による生産性向上、労働能率の増進、業務改善の効果

⇒新たな設備導入により、従業員の働きやすさが大幅に改善し、目に見えて労働能率が上がっていることが見られます。

⇒従業員からの聞き取り調査においては、全ての従業員から作業効率が 20%程度アップしているとの声を得ています。

⇒フローリングの新設、新しい家具の導入により、児童の安全性が大幅に改善、従業員の安全に対してのケアの負担が少なくなったことにより、他の業務への時間配分が可能となりました。結果、全体の生産性が大幅に向上し、労働時間の短縮につながっています。

⇒安全面での負担が軽減したことにより、平均して 10%程度の労働時間短縮につながっています。

⇒照明器具の導入、クロス張替えにより、従業員の作業に対する負担が大幅に軽減しており、ミスなどが減少、業務改善の効果が発揮されています。

⇒照明にかかる電気代について、日割ベースですが、50%程度の削減が確認できています。

申請時より以下の変更点がございます。

① 総事業費、交付申請額

→事務局からの指導に基づき、交付決定金額にて事業費等算出しております。

② 納入業者

→想定より、申請から時間を要したため、当初見積が有効期限を過ぎ、当初の見積事業者からは同条件での取引が困難となったため、相見積先と交渉し、同条件で納入していただきました、但し、交付決定時の金額を上回る申請にはなっておりません。

③ 賃金引上対象労働者（■■■時間換算額）

→申請をしたのは2月時点でしたが、3月の労働時間により、年間の総労働時間が規定を上回ったため年間での手当が増加、3月に調整を行いました、結果、年換算で時給が10円アップしましたが、交付の条件の範囲内です。

様式第11号(沖縄)

沖縄労働局

令和7年1月23日

一般社団法人

代表理事

殿

沖縄労働局長

印



令和6年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
交付額確定及び支給決定通知書

下記1をもって交付決定した中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、下記2付け事業実績報告書及び下記3付け支給申請書に基づき審査をした結果、下記4の金額を交付額として確定し、支給することを決定しましたので通知します。

記

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 交付決定 | 令和6年6月6日 沖縄労働局 |
| 2 事業実績報告日 | 令和6年12月18日 |
| 3 支給申請日 | 令和6年12月18日 |
| 4 支給決定額（交付確定額） | 2,309,000 円 |
| 5 整理番号 | 番 |

令和 7 年 1 月 24 日

沖縄労働局長 殿

住 所 沖縄県沖縄市

事業場名 一般社団法人

代表者職氏名 普久原 正人

(代理人の場合)

住 所 東京都練馬区関町北 4-21-17

事業場名 ケイデンス・ビジネス・オフィス

代理人氏名 小野田 耕一郎 (社会保険労務士)

令和 6 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金)

交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金) の交付を受けたいので、
下記の書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 2,400,000 円

2 事業の目的及び内容 当法人の最も低い賃金 (時間給) を 1,000 円から 1,100 円に引き上げることとし、令和 7 年 2 月 1 日から適用する。また、業務改善として、児童送迎を主目的とする車両、PC 及びプリンターほか機器の購入を行います。

3 申請コース (①30 円コース、②45 円コース、③60 円コース、
④90 円コース)

※いずれかに○をすること。

4 生産性要件 (①6 %以上、②1 %以上 6 %未満、③該当なし)

※いずれかに○をすること。

5 特例事業者 (①賃金要件、②生産量要件、③物価高騰等要件、④該当なし)

※いずれかに○をすること。

(裏面に続く)

6 消費税の適用に関する事項（該当するもの一つに○）

(1) ☒ (ア) 消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定 イ 消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定	
(2) (1) でイを選択した理由	
ア 免税事業者である イ 簡易課税事業者である	ウ 消費税法別表第3に掲げる法人である エ ア～ウ以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する

7 国庫補助金所要額調書（別紙1）

（添付資料）

【要綱第4条第1項第一号アに該当する場合】

- 1 事業実施計画書（別紙2－1）
- 2 助成対象経費の見積書
- 3 生産性要件を満たしていることが確認できる書類（交付要綱第4条第3項に該当する場合）
- 4 特例事業者に該当することを確認できる書類（交付要綱第4条第1項第二号なお書き又は第4項に該当する場合）
- 5 申請前3月分（※）の賃金台帳の写し
 （※）給与形態等によっては、3月分以上必要となる場合があります。
- 6 その他参考となる書類

【要綱第4条第1項第一号イに該当する場合】

- 1 事業実施計画書（別紙2－2）
- 2 助成対象経費の見積書
- 3 生産性要件を満たしていることが確認できる書類（交付要綱第4条第3項に該当する場合）
- 4 特例事業者に該当することを確認できる書類（交付要綱第4条第1項第二号なお書き又は第4項に該当する場合）
- 5 賃金引上げを確認できる書類（賃金を引き上げた労働者に係る引上げ前3月分及び引上げ後の賃金台帳の写し等）
- 6 事業場内最低賃金規程を含む就業規則等の写し等
- 7 その他参考となる書類

別紙 1

国庫補助金所要額調書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費 支出予定額 D	対象経費支出 予定額 (D) に助成率 (※ 1) を乗じた 額 E	基準額 (上限 額) ※ 2 F	選定額 (E と F を比較し て少ない方の額) G	国庫補助 基本額 (C と G を比較し て少ない方の額) H	国庫補助 所要額 (1,000 円未満切り 捨て) ※ 3 I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	3,122,000 円	0 円	3,122,000 円	3,122,000 円	2,341,500 円	2,400,000 円	2,341,500 円	2,341,500 円	2,341,000 円

※ 1 事業場内最低賃金 900 円未満の事業場にあつては 10 分の 9

事業場内最低賃金 900 円以上 950 円未満の事業場にあつては 5 分の 4 (ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は 10 分の 9)

事業場内最低賃金 950 円以上の事業場にあつては 4 分の 3 (ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は 5 分の 4)

※ 2 別表第 1 の第 5 欄又は別表第 3 の第 2 欄に定める各コースの上限額

※ 3 I 欄の国庫補助所要額は (税抜・税込) である。(いずれかに○をすること。)

事業実施計画書

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額	0 円		②企業全体で常時使 用する労働者の数	5 人
		③本店所在地	沖縄県沖縄市			
		④法人番号（個人事業主は記載不要）				
2 業務 改善等を行 う事業場	① 事業場の名称	一般社団法人				
	②労働保険番号					
	③所 在 地	〒 沖縄県沖縄市				
	④電話番号			⑤常時使用する労働者の数	5 人	
	⑥事業内容	児童福祉事業				
		産業分類	大分類 P：医療、福祉 中分類 85：社会保険、社会福祉、介護事業			
3 助成事業の概要						
(1) 賃金引上計画 [①30 円コース、②45 円コース、③60 円コース、④90 円コース]						
※いずれかに○をすること。						
ア 常時使用する労働者 ※該当労働者全員の申請前の賃金状 況を記載すること（時間給又は時間 換算額順に記載願います。）。なお、 該当者が多く書き切れない場合は、 別紙（様式任意）に記入すること。	労働者職氏名	性 別	生年月日	採用 年月日	時間給又は 時間換算額	
		女	1959. 7. 10	2022. 4. 1	1, 240 円	
		女	1947. 10. 21	2022. 4. 1	1, 000 円	
		男	1960. 7. 21	2022. 4. 1	1, 691 円	
		女	1957. 6. 23	2022. 4. 1	1, 049 円	
		男	1987. 10. 23	2023. 3. 1	1, 999 円	
イ 事業場内最低賃金を 引き上げる計画 ※⑤引上げ額の該当者が 多く書き切れない場合は、 別紙（様式任意）に記入す ること。		①賃金計算期間 毎月 1 日～末日 ② 賃金支払日 翌月 10 日 ③ 引上げ年月日 令和 7 年 2 月 1 日 ④ 別表第 1 の第 4 欄又は別表第 3 の第 1 欄に基づく 引上げ労働者数 2 人 ⑤ 引上げ額 氏名 引上げ額 100 円 氏名 引上げ額 100 円				

ウ 事業場内最低賃金 規定を定めた就業規則等（案）	第 35 条 3～5 3 当会社におけるすべての社員は、最低賃金として時給 1,100 円以上を受け取る権利があります。 4 この最低賃金は、正社員、短時間正社員、契約社員、パートタイマー及びアルバイトに適用されます。 5 この規定に基づき、最低賃金を下回る賃金が支払われることはありません。	
(2) 事業実施計画		
必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額
※生産性向上、労働者の労働能率の増進に効果があることを具体的に記入してください。 (記載内容例) (1)現状の作業方法(問題点)、所要時間等 (2)設備投資など業務改善計画の内容 ※ 交付要綱第 4 条第 1 項第二号なお書きに該当するものとして、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う取組に関連する経費（要綱別表第 4（その 2）参照）がある場合は、その計画内容も記載すること (3)計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果 別紙記載	令和 7 年 2 月 15 日 ～2 月 28 日	<設備投資等> ・トヨタ ヴォクシー（業務用車両）1 台 2,000,000 円 ・HP Probook（PC）2 台 500,000 円 ・13 インチ iPad Pro（タブレット）2 台 452,000 円 ・GMW694 ScanSnap（スキャナー）1 台 80,000 円 ・キャノン インクジェット複合機（コピー機）1 台 90,000 円
生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等の費用の合計（①）		3,122,000 円
生産性向上等に向けた取組に関連する経費の費用の合計（②）		
費用見込額合計（①+②）		3,122,000 円
(3) 事業完了予定期日※ 1 令和 7 年 2 月 28 日		

4 申請前3月間の解雇等の状況※2（交付要綱第4条第5項第一号関係）			
なし			
5 他の助成金の受給、申請の有無（交付要綱第4条第5項第一号のエ関係）			有・無
有の場合、助成金の名称		キャリアアップ助成金（正社員化コース）	
6 過去の業務改善助成金の受給の有無（交付要綱第4条第5項第二号関係）			有・無
有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額			1,000 円
7 労働関係法令違反の有無（交付要綱第4条第5項第三号関係）			有・無
8 補助金等の決定取消し等の有無（過去3年）（交付要綱第4条第5項第四号関係）			有・無
9 暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第4条第5項第五号関係）			有・無
10 破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第4条第5項第六号関係）			有・無
11 徴収金の滞納の有無（交付要綱第4条第5項第七号関係）			有・無
12 倒産の有無（交付要綱第4条第5項第八号関係）			有・無
13 不正受給の公表同意の有無（交付要綱第4条第5項第九号関係）			有・無
14 振込を希望する金融機関			
金融機関名		支店名	
口座の種類	普通・当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			
15 その他			

※1 事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日

※2 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

当法人は、設立3期目とまだ歴史は浅いですが、法人化前から沖縄市泡瀬にて児童受入施設を運営しています。おかげさまで、地域から必要とされ、多くの親御さまから大切なお子様を預からせていただいております。現在収容人数も満員となっていて、一部お待ちいただいている方もいらっしゃいます。そのなか、各種機器が古いこと、法人所有の車両を有しないことから各種の問題も生じていて、本制度を活用して課題解決し、より地域のお役に立てればと考えています。

(1) 現状の作業方法（問題点）、所要時間等

・現在、法人所有の車両を有していないため、悪天候時の児童の送迎などは職員の自家用車で行っています。送迎人数に制限があるほか、職員の労働時間が増えてしまうという弊害が生じています。また、施設運営に必要な物品の買い出しや所用にて車両使用が必要な場合も職員の自家用車を使用していますが、使用に制限があるほか、車両の所有者しか基本的には対応できないため、業務の効率性が損なわれています。

・また、現在施設内に PC が 2 台あり、職員の事務及び児童のデータ管理、児童支援に使用する配布物の作成などに利用していますが、10 年程度前の型式のもので、動作が遅いことに加え、頻繁にフリーズすることから、業務に多大な支障を生じています。PC の不具合により、1 週間に 1 時間程度業務が停滞することがあります。加えて、不具合が発生することへの職員のストレスが相当大きいと感じています。

・加えて、業務用のプリンターも旧来型のものであり、インクの減りが大きいことに加えて、印刷速度が遅く、また印刷のズレの発生が頻発することで、やり直しが発生するなど業務の遅れの一員となっています。児童への配布物などそれなりの量の印刷が必要であることから、業務の改善ポイントと考えていました。

・その他、スキャナーがないことから、契約書類を紙ベースで管理していることや、タブレット端末がないことから、出先でのやり取りに支障を生じていることに対し、それらの機器を備えることにより、生産性を 10%程度向上させたいと考えています。

→上記のように、職場環境として現状は十分ではないことから、これらの改善によって生産性を全体として 20%程度向上させると共に、児童へのサービスの質を高めていきたいと考えています。

(2) 設備投資など業務改善計画の内容

・上記問題点の解決のため、以下設備投資を行いたいと考えております。

① 法人名義車両の購入

・トヨタ ヴォクシー（7 人乗り）を購入し、法人用車両として所有します。

→月当たり職員の延べ労働時間が 20 時間程度削減されることを見込んでいます。

② 最新式の PC の購入

・HP Probook を 2 台購入し、業務用（事務）のメイン PC とします。

→職員の事務作業効率が 10%程度改善すると考えています。

③ 最新式のプリンターの購入

・キャノン インクジェット複合機を購入し、メインプリンターとします。

→印刷にかかる時間数の減少にて 1 週間で 1 時間程度の業務短縮が可能なほか、インク使用量を 20%削減できる見込みです。

④ その他機器購入

・iPad 2 台とスキャナー 1 台を購入し、事務所に装備します。

→契約書関連の電子化、それに伴う管理業務が 50%程度削減します。また、出先でのやり取りができることから、業務生産性が 10%程度向上すると見込んでいます。

(3) 計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果

●業績計画

単位：百万円

	R5/3 期(実績)	R6/4 期(実績)	R7/3 期(計画)	R8/3 期(計画)
売上高	27.4	21.9	23.0	25.0
売上総利益	27.4	21.9	23.0	25.0
営業利益	2.5	▲0.9	1.0	4.0
経常利益	2.4	▲0.9	0.9	3.0
当期純利益	1.8	▲2.9	0.6	2.0

- ・生産性向上を図り、業績を伸ばしていきたいと考えております。
- ・生産性の向上の実現によって従業員の賃金上昇が可能になり、より多くの職員を確保することで新たな施設の開設も将来的には考えていきたいと思っています。
- ・沖縄県下でも働くお母さんの数は増えていることから、各方面より拠点増設については問い合わせを受けていることからなるべくスピード感を持って対応していきたいと考えます。

→そのためにも、本制度を活用して生産性向上と賃金アップを実現し、しっかりとした組織基盤を作っていきたいと思っています。

以上